

門真市第 6 次総合計画 改訂方針

01 門真市第6次総合計画の改訂について

「門真市第6次総合計画」は、将来における本市の目指す姿と進むべき方向性を示したまちづくりの指針であり、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三つの層で構成し、計画期間は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間としています。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行や社会のデジタル化の進展、国際情勢の不安定化、世界的なエネルギー価格高騰による物価高騰など、計画策定以降の社会経済情勢は大きく変化しました。また、少子高齢社会の加速に伴う生産年齢人口の減少・社会保障費の増大等、本市を取り巻く環境は大きく変化し、市民ニーズや地域が抱える課題も複雑化・多様化しています。

豊かさを持続可能性を両立させ、未来を見据えたまちづくりを行うために、これら社会経済情勢の変化と社会課題への対応とともに、施策の進捗状況等を踏まえた本市の実情及び時勢に適合した計画へと見直していく必要があります。

また、持続可能な行政運営や今後控えるまちづくり事業等の観点から、デジタル社会の推進、脱炭素社会への社会的要請、子ども真ん中社会、健康寿命の延伸等といった視点も捉えた計画へとする必要があります。

そこで、令和6（2024）年度に計画期間前半（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）の終了を迎えること、また、基本計画については、社会情勢の変化や市長任期を考慮し、必要に応じて見直しを行うものとしていることから、令和6（2024）年度において総合計画の見直しを行います。

総合計画の見直しにあたって、現在の基本構想で掲げる将来像「“人情味あふれる！”笑いのたえないまち 門真」は、総合計画の計画期間（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）を通じて本市の目指すべき姿であることから、基本的な考え方や枠組みは引き続き継承しますが、「基本構想」、「基本計画」を実情に即した内容に改訂することで、計画期間後半となる令和7（2025）年度から令和11（2029）年度に、一層実効性の高い計画を目指すものです。

02 基本的事項

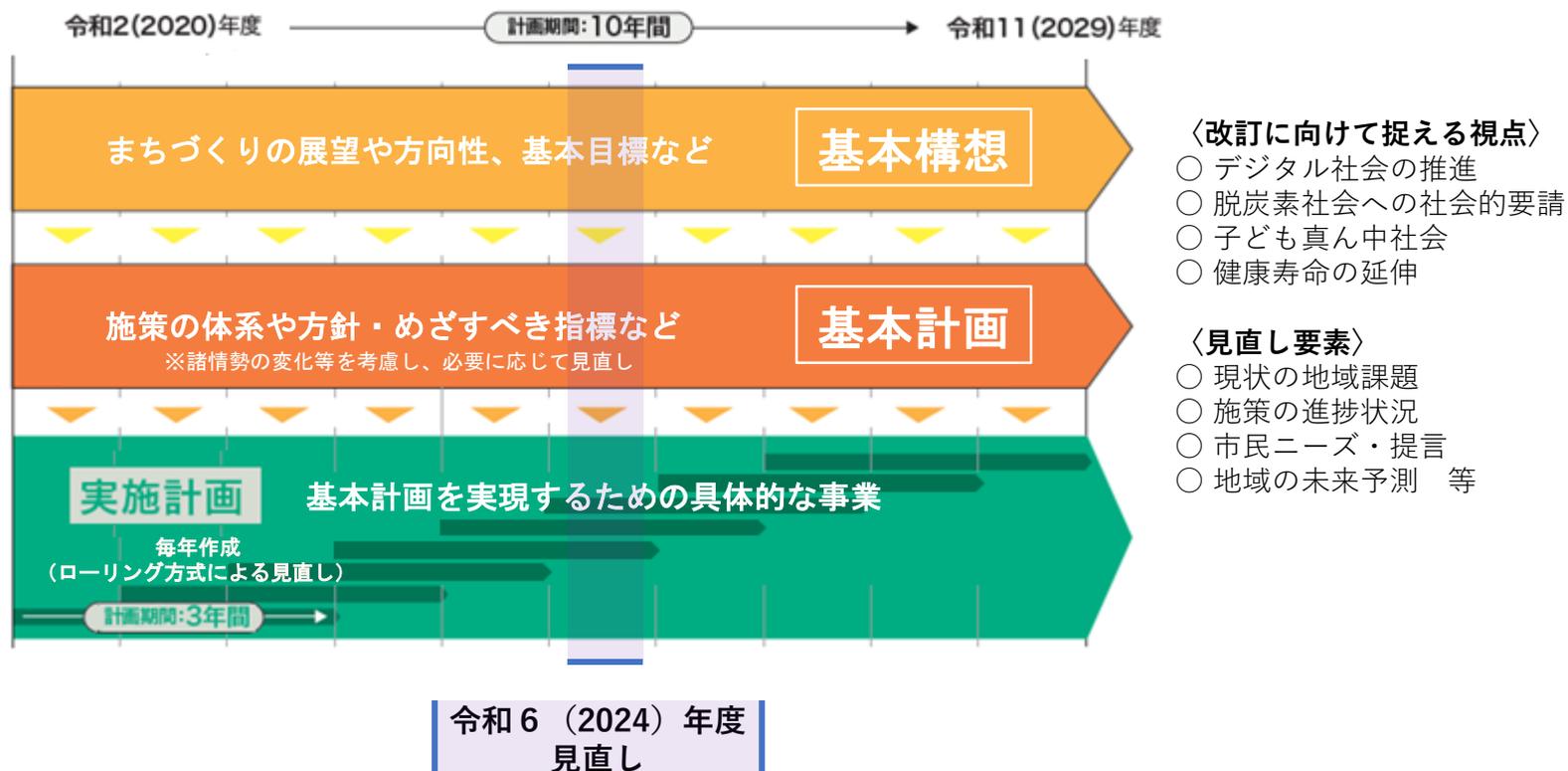
① 計画の位置付け

門真市第6次総合計画は、本市の最上位計画であり、市民の期待などをふまえつつ、まちづくりの方向性を示した計画です。

② 改訂に係る計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

③ 計画の構成



03 計画改訂の考え方

総合計画の改訂にあたって、現在の基本構想で掲げる将来像「“人情味あふれる！”笑いのたえないまち 門真」は、総合計画の計画期間（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）全体を通じて本市の目指すべき姿であり、基本的な考え方や枠組みは引き続き継承するものとします。このことから、現総合計画における施策の体系及び体系の名称は原則として改訂の対象外とします。

基本構想・基本計画における改訂の範囲は以下の通りです。

① 基本構想

社会経済情勢及び経年変化により、各種データの更新を行うとともに、令和32（2050）年度までの人口の将来展望について人口推計の見直しを行い、「デジタル社会の推進」「脱炭素社会への社会的要請」「子ども真ん中社会」「健康寿命の延伸」など、改訂に向けて捉える視点の増補を行います。（更新データを「地域の未来予測」として整理）

② 基本計画総論

基本構想を踏まえた内容の更新を行うとともに、「デジタル社会の推進」「脱炭素社会への社会的要請」「子ども真ん中社会」「健康寿命の延伸」など、改訂に向けて捉える視点の増補を行い、「総合戦略（門真市デジタル田園都市国家構想総合戦略）」を包含した内容に更新します。

③ 基本計画各論

令和11（2029）年度までの施策展開及び目標設定をふまえて、「施策の成果を測る指標」の内容及び目標値の修正を行います。また、本文各表現の修正、それぞれの統計資料の更新等を行います。

04 計画改訂の手法

① 社会経済情勢の変化等に伴う検証及び施策展開の考察について

総合計画の各表現につき、時代や環境の変化、施策の進捗状況、市民意識調査の結果等により、施策方向や状況認識が現状に合わなくなっている箇所を検証した上で、各部局と調整し、今後5年間で目指すべき施策展開（目標）を考察・各表現の見直しを行います。

施策展開（目標）の考察にあたっては、「まちづくりの方向性」や「基本目標」をふまえて位置づけを整理して行います。

② 将来人口について

定住人口及び交流人口については、まちの活力の根幹に大きく関わります。令和32（2050）年までの5年ごとの将来人口（男女別・5歳階級別）を推計し、目標人口の修正、そして将来にわたって目標人口を維持・確保できるように、今後の人口動向に応じた地域活性化のための重点的施策を展開します。

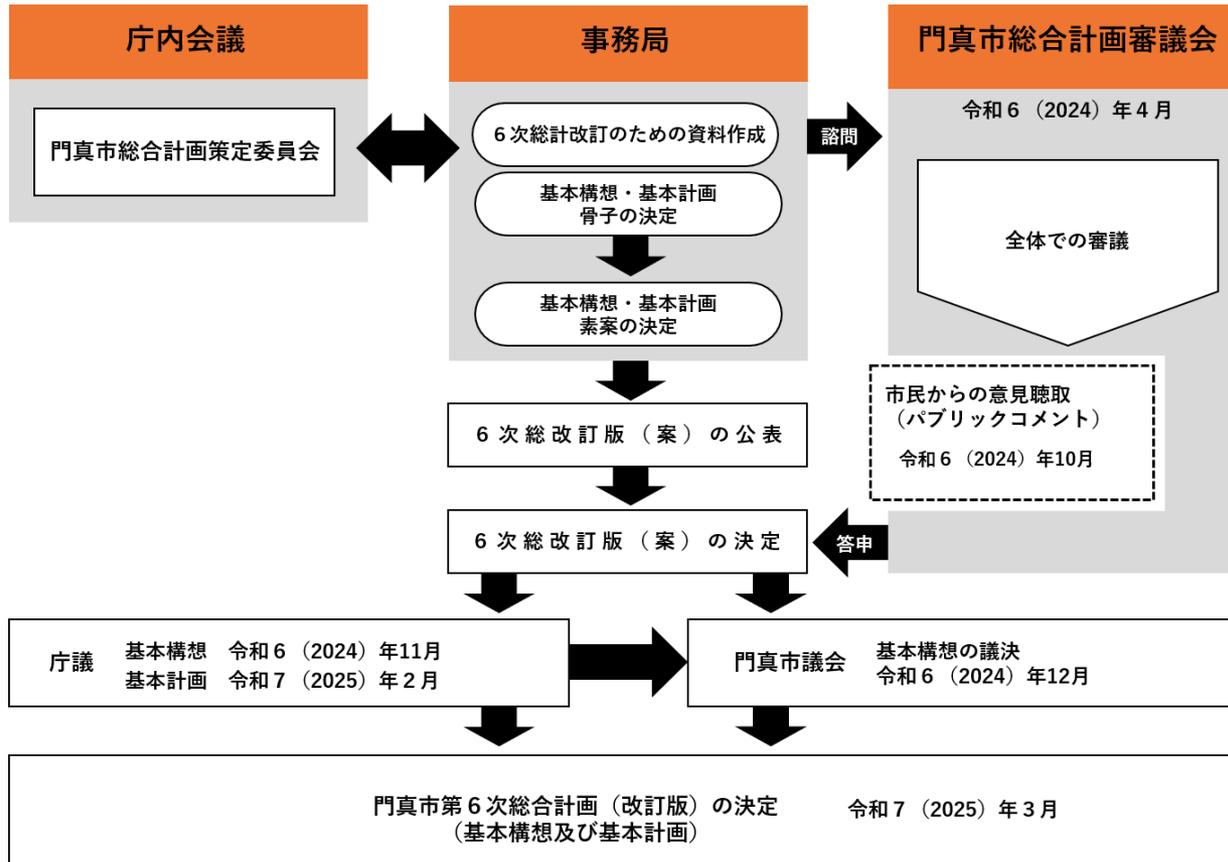
③ 「施策の成果を測る指標」の見直しについて

「施策の成果を測る指標」のうち、すでに目標を達成しているものやより効果的な指標があるもの、または社会情勢の変化等により設定の意義がなくなっているものは、各部局と調整し、目標の見直しや指標内容の変更を行います。

また、上記以外の指標についても、施策目標の進捗状況がわかりやすくするように、各部局と調整した上で、事業の対象や目指すべき状況を明らかにし、成果指標を基本とした指標の設定を行います。ただし、市民意識調査（「市民の評価点」として5段階評価で表しているもの）の項目については、第6次総合計画の計画期間を通じて市民ニーズを把握するため、原則として変更しないものとします。

05 計画の改訂体制

以下の体制で改訂作業を実施します。



06 計画改訂期間

令和7(2025)年3月末日までとします。

07 計画の改訂スケジュール

業務内容	令和5年度		令和6年度											
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
改訂準備														
改訂方針の策定	●													
改訂支援業務受託者選定	▶													
基礎情報の把握と分析														
6次総上半期振り返り			▶											
各種分析・人口推計見直し			▶											
市民意識調査アンケート			▶											
本編編纂														
記載すべき事項の整理	▶													
基本構想の改訂			▶											
基本計画の改訂			▶											
各種会議等														
総合計画審議会			○			○			○			○		
総合計画策定委員会			○			○		○		○			○	
庁議	●													
議会														
基本構想の議決												●		
その他														
パブリックコメント														
印刷・製本作業														